平成２４年（フ）第２１９号
岡山市中区中井309番地１
債務者　橋本　澄子
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２４号
岡山市東区金岡西町1198番地１、旧住所岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍2222番地１
債務者　岡村てる子
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６６号
岡山市南区新保938番地２　102
債務者　虫明　弘子（旧姓藤井）
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２５号
北海道帯広市西６条南４丁目14、住民票上の住所北海道帯広市東３条南14丁目18番地３
債務者　沼田　保憲
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
北海道帯広市西６条南４丁目14、住民票上の住所北海道帯広市東３条南14丁目18番地３
債務者　沼田さよ子
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
愛媛県喜多郡内子町城廻131番地
債務者　稲田ひろ子
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月17日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第５１号
長崎県佐世保市東浜町686番地104、旧住所長崎県佐世保市有福町92番地２　さくら館101号室
債務者　早崎　　薫
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
長崎県佐世保市東浜町686番地104、旧住所長崎県佐世保市有福町92番地２　さくら館101号室
債務者　早崎　拓子
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第５８５号
栃木県宇都宮市古田町743番地３
破産者　人見　敬子
１　決定年月日　平成24年６月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５１号
千葉県印旛郡栄町安食３丁目11番地９、前住所千葉県印旛郡栄町安食３丁目13番地11　エクセル安食Ｈ―103
破産者　鶴見　永子
１　決定年月日　平成24年６月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１４号
千葉市稲毛区天台２丁目７番３号
破産者　株式会社天台組
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５１４号
千葉市若葉区愛生町７番地２
破産者　松保工業有限会社
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１７１２号
宮城県柴田郡大河原町金ケ瀬字川根105番地
破産者　宮城県醤油醸造協同組合
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８２号
愛知県愛知郡長久手町長配３丁目509番地
破産者　有限会社エス・イー・エル
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８３号
北海道旭川市東光一条５丁目３番16号
破産者　有限会社アトリエユー
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０８７号
東京都八王子市下柚木２丁目35の６
破産者　シンセイ工業株式会社
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２９２号
東京都八王子市下恩方町308―９、商業登記簿上の本店所在地東京都福生市大字熊川1633番地
破産者　ラッセル工業株式会社
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２３５号
岐阜市光樹町30番地の５
破産者　株式会社日章
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所